明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産八一七～八三三）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同八三四～八六八）　四
○保安施設地区の指定をする件
（同八六九、八七〇）　三
○肥料を登録した件（同八七一）　三
○航路標識に関する件
（海上保安庁七八～八三）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金変更関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　五

告示

○農林水産省告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県島田市神座字大沢五三四から五三七まで、五三八の一、五三八の二、五三九、五四〇、五四一（次の図に示す部分に限る。）、五四二から五四五まで、五四六・字東山五四七・五四八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五四九、五五〇の一、五五〇の二・五五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字楠沢五五五の一、五五六、五五七、字東沢五九五・五九八・五九九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字釜沢六〇六、六〇七（次の図に示す部分に限る。）、六〇八、六〇九、字大ナギ六一〇、六一二、字方名平六五六から六六〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沢五三七（次の図に示す部分に限る。）、五四一、五四三（次の図に示す部分に限る。）、五四四、五四五、五四六（次の図に示す部分に限る。）、字東山五五〇の二、字楠沢五五五の一・字東沢五九五・五九八・字釜沢六〇七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字大ナギ六一二、字方名平六五六、六五七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町奥泉字戸谷山六三一、六四三の一、字小山六四一の二、八七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戸谷山六三一・六四三の一・字小山六四一の二・八七一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町崎平字ヒラト六一七の一の五八、千頭字三ツ野裏山南向一三四二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヒラト六一七の一の五八・字三ツ野裏山南向一三四二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県島田市伊久美字廣瀬一八九（次の図に示す部分に限る。）、一九〇、一九八の一・字上ノ畑二二五の一・字梅沢二二七・二二八・二三〇・二三六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字廣瀬一八九・一九〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九八の一、字上ノ畑二二五の一・字梅沢二二七・二二八・二三〇・二三六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）